

通知預金

平成 25 年 1 月 1 日現在

1.商品名(愛称)	・通知預金
2.販売対象	・法人および個人
3.期間	・期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・解約時に一括して払戻します。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 預入時の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時(払戻時)に一括して支払います。 ・1年を365日とする日割計算 付利単位を1,000円として利息を計算します。
7.税金	・平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優の場合は除きます)
8.手数料	——
9.付加できる 特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます。
10.中途解約時の 取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金の利率により計算した利息とともに支払います。
11.金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時~17時、電話:0278-23-4511)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9~17時、電話:03-3517-5825)関東地区しんきん相談所(9~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。
13.その他 参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の預金等がある場合には、それらの元本を合計して預金者1人あたり1,000万円までとその利息等が保護されます)